

専門部会審議経過本審報告書（部会長）

1 はじめに

令和7年度の鹿児島県最低賃金額改定の審議については、本年7月16日に鹿児島地方最低賃金審議会に対して諮問がなされ、当専門部会を設置して、合計6回にわたり調査審議を行った結果、最低賃金額の改定について真摯な議論が展開され、十分な審議を尽くした。

2 審議経過

- (1) 第1回専門部会を7月28日に、第2回専門部会を8月5日に、第3回専門部会を8月8日に、第4回専門部会を8月19日に、第5回専門部会を8月21日に、第6回専門部会を8月29日に開催した。
- (2) 第1回専門部会においては、本年度も三者構成による審議は公開とすることが決定された後に、意見陳述の機会の付与について審議した結果、意見陳述を概ね15分以内で行うことが決定され、日本民主青年同盟鹿児島県委員会及び鹿児島県労働組合総連合より意見陳述が行われた。

続いて、労使各側から今年度の最低賃金改正にあたっての基本的な考え方が次のとおり表明された。

労働者側委員からは、主に、

- ① 日本経済の自律的成長に向けては「人への投資」が不可欠であり、その重要な要素たる最低賃金の引き上げが必要である。その水準については、生存権を確保した上で労働の対価にふさわしいナショナルミニマムとして、公労使の三者構成原則のもと真摯な議論を積み重ねるべきである。
- ② 今年度、鹿児島県においては1,000円を通過点にしなければならない。現在の鹿児島県の最低賃金は953円で、月173.8時間働いても、月収で約16.5万円、年収で200万円にも届かない、いわゆるワーキングプアという水準にとどまっている。この収入では労働者が賃金だけで自らの生活を維持し、将来のための貯蓄をしていくことは極めて困難であり、生存権を確保した上で最低賃金法第1条が目的と掲げる労働者の生活の安定を図ることは困難な状況であり、生存権を確保しなければいけない。
- ③ 物価高対策として、コメ高騰を筆頭に、食料品や日用品、GSの価格が急激に上昇しており、生活費の負担が増加している。最低賃金の引き上げは、こうした物価上昇に対応するために必要であり、物価高が続くなかで、労働者の生活は厳しさを増しており、とりわけ最低賃金近傍で働く仲間の暮らしは極めて苦しい。今年の最低賃金引上げへの期待感がかつてなく高いと感じている。社会に向けて「私の賃金も上がる」という

明確なメッセージを発信すべきである。

④ 地域間格差の是正も進めなければならない。

現在、鹿児島県では時給 953 円と全国で 3 番目に低い水準である。昨年の目安は A B C ランク一律「50 円」の目安額であったが、27 地方審議会において目安答申からの上乗せがあり、B・C ランクを中心に、目安を大幅に上回る金額改定が相次いだ。近年の実績を重く受け止めるべきであり、隣県や都市部への働き手の流出の一因になっていることから都市部との格差是正、また、ランク内の額差縮小にもこだわって取り組む必要がある。

鹿児島県において出生数は 9 千人を割り最少記録を更新続けている。鹿児島県は全国に先がけて人口減少・高齢化が進行している状況であり、特に新規学卒者の県外就職割合は約半数を占めるなど、県外への流出は地域の活力低下が懸念されている。

⑤ 企業の存在価値・意義そして社会的責任はどうあるべきか考えながら、離島をかかえている鹿児島の経済、県民生活を守る、魅力ある鹿児島を目指し審議していきたい。

との主張がなされた。

使用者側委員からは、主に、

① 鹿児島県の最低賃金は、この 2 年間で一気に 100 円引上げられ、影響率は約 24%に達し、最低賃金の引上げを負担と感じる企業も増えてきている。

② 全体とすれば、景気は改善傾向にあること、物価高が続いており生活者の負担も増えていることなどを考慮すれば、「成長と分配の好循環の実現」に向けて最低賃金を引上げることの必要性は理解しており、引上げられる企業は積極的に対応すべきだと考える。

③ 近年の引上げペースは速すぎる上に、「原材料高」、「人手不足」などで体力が疲弊し、価格転嫁が進まず、賃上げの余力が乏しい企業も多々出てきている。

④ 政府は、2020 年代に全国平均 1500 円を目指すという方針を示したが、民間の信用調査機関の全国調査によると「対応不可能」と答えた企業が約半数だったというアンケート結果もあり、今後の経営を不安視する声も多く聞かれる。

⑤ 最低賃金は、法が定める三要素「労働者の生計費」「労働者の賃金」「通常の事業の支払い能力」に基づき、決定されるものであるが、使用者側とすれば、特に企業の支払い能力にしっかりと焦点を当てるべきであり、「賃金改定状況調査」の「第 4 表」を重視するとの基本的な考えに変わりはない。

- ⑥ 持続的に賃上げができる環境整備を一層進める必要がある。
 - ⑦ 発効日については、10 月にとらわれることなく、地域の実情を勘案した審議を尽くすべきである。
 - ⑧ 事業者は、雇用の維持・確保という社会的責任も負っており、引上げ額は、他県の動向も勘案しながら、鹿児島県の経済状況にマッチした水準で決定すべきである。
- との主張がなされた。

(3) 第2回専門部会においては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。

労働者代表委員から、資料等などが示されて、

- ① 第1回で示された基本的な考え方に関し、データに基づく補足説明がなされた。
- ② 具体的な金額は提示されなかった。

使用者代表委員からは、資料等などが示されて、

- ① 第1回で示された基本的な考え方に関し、データに基づく補足説明がなされた。
- ② 具体的な金額は提示されなかった。

(4) 第3回専門部会においては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。

労働者代表委員からは、資料等などが示されて、あらためて賃金引上げの必要性についての意見が述べられ、88 円引き上げて 1,041 円 of 金額提示がなされた。

使用者代表委員からは、企業における業況が厳しい状況である旨の意見が述べられた。具体的な金額の提示に至らなかった。

(5) 第4回専門部会においては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。

労働者代表委員からは、資料等などが示されて、あらためて賃金引上げの必要性についての意見が述べられた。

88 円引き上げて 1,041 円 of 金額が堅持された。

使用者代表委員からは、企業における業況が厳しい状況である旨の意見が述べられた。

中央最低賃金審議会から示された目安額どおりの 64 円 (1,017 円) の引き上げの提示がなされた。

- (6) 第5回専門部会においては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。

労働者代表委員からは、あらためて賃金引上げの必要性についての意見が述べられ、88円から5円引き下げた83円(1,036円)が再提示された。

使用者代表委員からは、あらためて企業における業況が厳しい状況である旨の意見が述べられ、前回提示額の64円(1,017円)を堅持する旨が示された。また、効力発生日に係る議論を求める旨が述べられた。

- (7) 第6回専門部会においては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。

労働者代表委員からは、83円から6円引き下げた77円(1,030円)が再提示された。

使用者代表委員からは、これまでの提示額の64円(1,017円)を堅持する旨が示された。また、効力発生日に係る議論を求める旨が述べられた。

- (8) これまで6回に亘って、意見の一致に向けた審議を重ねてきたが、労使各側とも物価高による賃金引上げの必要性は理解しつつも、労使に共通する物価上昇、景況感、通常の事業の支払能力等に対する考え方に開きがあり金額の一致に至らなかったため、公益委員見解を示して、これに対して採決を行い、その結果をもって当専門部会の結論とすることに至った。

3 結論

第6回専門部会において、これまでの審議内容を総合的に勘案して「現行最低賃金953円を73円引き上げて、令和7年度の最低賃金を1,026円としたい。」との公益委員見解を別添のとおり示して、採決した結果、賛成5名(公益委員2名、労働側委員3名、使用者側委員0名)、反対3名(公益委員0名、労働側委員0名、使用者側委員3名)となり、賛成多数により鹿児島県最低賃金を1,026円に改定すること、効力発生日を令和7年11月1日とすることを、当専門部会の結論とすることに至った。

以上、ここに報告する。